

釜石市 物品購入等競争入札参加資格申請Q&A

No	分類	質問 (Q)	回答 (A)
1	全般	パソコン、インターネット環境がないがどうすればいいか。	原則、電子申請のみの受付となります。インターネット環境がない等で電子申請が難しい場合は、代理人（行政書士等）の方に依頼して申請してみてください。いずれの方法も困難な場合は下記までご連絡下さい。 財政課契約係（0193-27-8416）
2	全般	新規・追加申請の時期はいつごろか。また随時受付はしているのか。	2月1日から2月末日を予定しております。また随時受付はしておりませんので、登録を希望される方は期間内に申請手続きを完了して頂くようお願い致します。
3	全般	釜石市内に営業所がないが、登録はできるか。	可能です。
4	全般	赤字（自己資本額・利益額がマイナス）の会社だが登録できるか。	可能です。ただし、市区町村税または消費税・地方消費税を滞納・分納している方は登録できません。
5	全般	前有効期間中、入札の案内が一度も来ませんでしたか。	業種によっては、有効期間中、全く入札等がないこともあります。
6	全般	受任者を設置し、契約は本社で行いたい。	釜石市では、入札、契約等、委任状に記載している内容の一切の権限を受任者に委任される場合のみ、受任者の設置を認めています。
7	全般	新規申請とは何か。	「新規申請」は、入札参加資格申者名簿の有効期間(3年間)ごとに、新規に資格審査申請を受け付けることをいいます。現在、名簿に登録されていても、引き続き登載を希望する場合には、新規受付での申請が必要です。
8	全般	追加申請とは何か。	「追加申請」は新規受付で未申請の方を対象に、入札等参加資格の登録申請を受け付けることをいいます。新規申請で申請されなかった方は追加申請の期間に登録申請頂けます。
9	全般	追加申請すれば、次回の新規申請は不要か。	必要です。例えば、令和5・6・7年度分の有効資格期限は令和8年3月31日までです。
10	全般	追加申請での名簿登録はどのタイミングでされるのか。	令和7年度の追加申請であれば、令和7年4月1日からの名簿登録となります。
11	全般	指名停止の措置を受けていても申請できるのか。	申請できます。
12	全般	税金を分割納付しているが、申請できるか。	一括納付している事業者に限ります。
13	全般	受注実績がないと申請できないのか。	資格要件を満たしている者であればどなたでも申請可能です。
14	全般	見積書や入札書の提出だけを委任したいが、可能か。	入札参加資格申請での委任登録はできません。見積、入札の都度委任状の提出が必要です。
15	電子申請	行政書士の業務で、入札参加資格審査申請依頼を受けて、申請フォームに入力しているが、当申請の担当者情報欄はどう入力すればよいか。	申請された行政書士に関する情報を入力してください。申請内容に関して連絡を取らせて頂く場合があります。
16	電子申請	行政書士として、複数の業者から入札参加資格申請依頼を、複数分担当している。複数の事業者データを同時に保存しながら並行して進めることは可能か。	ブラウザに、データが保存されますので、複数の事業者申請を保存しながら進めることはできません。
17	電子申請	資格申請システムの稼働時間を教えてほしい。	資格申請システムの稼働時間は申請期間中であれば24時間利用可能です。
18	電子申請	提出ファイルのアップロードに失敗する。	ブラウザとの相性により失敗することがあるようです。Microsoft Edge、Google Chromeのうち、異なるブラウザでも操作をお試しください。それでも失敗する場合は、下記に問い合わせください。 財政課契約係（0193-27-8416）
19	電子申請	申請登録の途中で一時保存せずにブラウザを終了した場合、途中から入力可能か。	一時保存せずにブラウザを終了した場合は恐れ入りますが最初から申請入力をお願い致します。
20	電子申請	登録予定業者の代わりに行政書士が申請を行うのは可能か。	可能です。
21	電子申請	盛岡市で本店を、釜石市に支店（受任者）を構えています。地域区分は市外、市内どちらか。	受任者を設置される場合は、受任者の所在地で地域区分を決めます。受任者の住所が釜石市であれば市内業者となります。
22	電子申請	申請の送信をした後で入力間違いに気づいた。修正はどのようにすればよいか。	申請データの送信後はシステム上で入力内容の修正・再送信はできません。下記連絡先までご連絡ください。 財政課契約係（0193-27-8416）
23	電子申請	受任者を事務職員等の担当者にしてもいいのか。	受任者となれるのは、代表権を持つ者から、同一社内の責任権限のある方としております。契約締結権限の受任者として、責任を負うことができる方を選任してください。
24	電子申請	登録する電話番号は携帯電話の番号でもいいのか。	可能ですが、担当者の方の変更等に伴う電話番号の変更が必要になると思われますので、なるべく会社の固定電話番号の番号としてください。

25	電子申請	「現組織に変更した年月」とはどのようなことか。	営業開始後に組織形態の変更（有限会社から株式会社への変更等）があった場合に、年月日を入力してください。
26	電子申請	データ送信が間違いなくされたか確認したい。	申請完了後にメールが届きますので、届いたメールを確認してください。
27	電子申請	申請はいつ頃受理されるのか。	申請データおよび添付資料を順次審査をして不備がないことを確認できた時点で受理いたします。
28	電子申請	審査結果は通知されるのか。	審査完了後に承認通知のメールを送信致しますのでメールをご確認ください。また名簿の反映については4月1日以降に釜石市のHP上で名簿を公開致しますので、各自名簿をご確認してください。
29	添付書類	会社又は法人の登記事項証明書とは具体的にどのような書類か。	履歴事項全部証明書を添付してください。
30	添付書類	履歴事項全部証明書、納税証明書は原本をスキャンしたものか。それとも各証明書（写）をスキャンしたものでいいのか。	有効期間内の証明書であれば原本、(写)どちらでも可能です。
31	添付書類	委任状など押印が必要な書類は白黒のPDFでもいいのか。	作成いただいた書面原本を、カラーでスキャンしてPDFデータにしてください。書面原本は申請者で保管してください。
32	添付書類	添付書類に記載する住所は、『○番○号』と『△-△』など、どのように書けばいいか。	提出書類にご記載いただく住所の番地についてはどちらで記載していただいても問題ありません。
33	添付書類	添付書類に記入する本店名、代表者名は手書きでなく、ゴム印で押してもいいか。	ゴム印でかまいません。
34	添付書類	各添付ファイルの添付の仕方がわかりません。	<p>※フォーム下部に添付する書面を列挙しています。</p> <p>① 参照ボタンをクリック</p> <p>② 表示されるダイアログボックス（小窓）で、添付したいファイルが保存されている場所を選択します。</p> <p>③ 添付したいファイルをクリックして選択し、「開く」等をクリックします。</p> <p>※添付したファイルそのものの確認はできません。確認画面から、ファイル名称、拡張子等を確認してください。</p>
35	添付書類	書類は持参及び郵送してもよいか。	申請システムでの提出をお願い致します。
36	変更	一旦登録した営業所情報は随時変更可能か。	随時変更可能です。
37	変更	変更手続はシステム上で行うのか。書面で提出なのか。	変更につきましては従来通り変更届を書面で提出お願い致します。
38	変更	変更届はどのぐらいで受理されるのか。	原則、契約管理課で変更届の添付書類を確認した日をもって受理いたします。ただし、変更後の内容がHP上の名簿に反映されるのは受理日の翌日以降となります。